

事務連絡  
令和7年6月18日

指定障害福祉サービス等事業者 御中

沖縄県生活福祉部障害福祉課

## 就労選択支援の新規指定手続き等について(通知)

障害福祉行政の推進につきましては、日頃からご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)の施行に伴い、令和7年10月1日から実施される就労選択支援にかかる本県の新規指定手続き等について、下記のとおり通知します。

※那覇市で事業を実施する場合は、同市が指定権者となります。

### 記

#### 1 新規指定のスケジュール

他のサービスと同様となります。

※令和7年10月指定を希望する場合

事前協議期限 → 7月11日

指定申請期限 → 8月15日

#### 2 主な指定基準等

##### (1) 実施主体

過去3年間で3人以上一般就労させている就労移行支援、就労継続支援の事業所又は障害者就業・生活支援センターであること。

##### (2) 人員基準

- 就労選択支援員
  - ・ 常勤換算 15:1 で配置
  - ・ 一体的に運営する事業所の直接処遇職員との兼務可(両事業所で常勤換算時間数への繰入可)
  - ・ 基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修(※)を修了していること(R10.3.31までの経過措置)
- 管理者(管理業務に支障が無い場合は他の職務との兼務可)
- サービス管理責任者の配置は不要

#### ※基礎的研修と同等以上の研修

- ・ 就業支援基礎研修(就労支援員対応型)
- ・ 訪問型職場適応援助者養成研修
- ・ サービス管理責任者研修専門コース別研修(就労支援コース)
- ・ 相談支援従事者研修専門コース別研修(就労支援コース)

### (3) 設備基準

- 訓練・作業室
  - ・ 利用定員1人あたり3平方メートル以上確保する必要がある。
- 相談室、洗面及び便所
  - ・ 運営に支障がない場合には、一体的に運営する事業所との設備共用可

### 3 事前協議、指定申請の際に必要な書類、様式

以下の県障害福祉課ホームページをご確認ください。

なお、事業計画書については、県指定の事業計画書を使用してください。

#### ■障害福祉サービス事業者等の指定申請手続き（事業者専用ポータル）

<https://www.pref.okinawa.jp/kyoiku/shogaifukushi/1007022/1018792/1007066.html>

### 4 市町村への事業内容の事前説明について

- 就労選択支援については、地域との連携、中立性の確保が重要であることから、指定審査の参考として、県は事業所が所在する市町村に対し意見書の提出を求めます。
- そのため、指定申請を予定している事業者は、県との事前協議までに、市町村に対して、県指定の事業計画書を用いて事業内容の説明を原則対面で行ってください。
- 県との事前協議の際に、市町村との協議日及び市町村担当者名を確認します。

### 5 留意事項

今後、国等からの情報提供によって、追加で資料の提出を求められることがありますのでご承知願います。

就労選択支援にかかる情報は、以下の県障害福祉課ホームページでお知らせします。

#### ■就労選択支援について（事業者専用ポータル）

<https://www.pref.okinawa.jp/kyoiku/shogaifukushi/1007022/1018788/1007034/1034864.html>

※国の指定基準等は必ずご確認ください。